

## 福山市商店街活力向上事業補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 本市は、市内の商店街の魅力の増進と賑わい創出を図り、本市商業の振興に資することを目的とし、商店街活性化に係る事業を行う者に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関して、福山市補助金交付規則（昭和41年規則第17号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 組合 市内の商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）第2条に規定する商店街振興組合及び商店街振興組合連合会をいう。
- (2) 準ずる任意団体 一定の地区（街区）内で集積・近接した商業事業者で構成され、来街者（消費者）を対象に、継続的に商業振興を目的とした事業を行う団体であつて、規約等により代表者の定めがあり、財産の管理等を適正に行うことができるものをいう。
- (3) 商店街 定款等で定める組合等の地区をいう。
- (4) 補助対象事業 補助の対象となる事業をいう。
- (5) 補助対象者 補助の対象となる者をいう。
- (6) リノベーションまちづくり人材育成事業 本市が主催する継続的にまちづくりに携わる人材の育成を目的としたワークショップ等の事業をいう。

### (補助対象事業)

第3条 補助対象事業は、次の事業とする。

- (1) 賑わい創出事業
- (2) 空き店舗活用事業

### (補助対象者等)

第4条 補助対象者等は別表1のとおりとする。

### (補助金交付要件)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、次の各号の要件を満たさなければならない。

- (1) 市税に滞納がないこと。
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する風俗営業を行うものでないこと。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号の暴力団又は同条第6号の暴力団員に該当しないものであること。
- (4) 公序良俗に反しない事業であること。
- (5) 当該年度内において、商店街活性化事業の補助金交付の交付決定を受けていないこと。

(補助金交付の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、「補助金交付申請書」に「事業計画書」、「収支予算書」(以下これらを「申請書等」という。)及び別表2に掲げる必要書類を添えて、指定する期日までに市長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第7条 市長は、前条の書類を受理した時は、その内容を審査し、相当と認めた場合は予算の範囲内で補助金の交付決定を行い、「補助金交付決定通知書」により、申請者にその旨を通知するものとする。

2 市長は、前項の補助金の交付決定を行う際に、補助金交付の申請までにあらかじめ示した条件に加えて補助金の交付の目的を達成するため必要な条件を付す場合には、事前に申請者の承諾を得て行うものとする。

(補助対象期間)

第8条 補助の対象とする期間は、前条の規定による補助金交付決定があった日の属する年度の末日までとする。

(事業計画の変更)

第9条 第7条の規定による補助金交付決定通知を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、申請書等(必要書類を含む。)に記載された事項を変更しようとするときは、あらかじめ「事業計画変更承認申請書」に「変更事業計画書」、「変更収支予算書」を添えて市長に提出し、承認を受けなければならない。ただし、事業内容の変更がなく、かつ補助対象経費を20パーセント以内で増減する場合は、この限りでない。

2 前項の承認を受けて、補助対象経費の減額が必要となった場合、市長は既に決定した補助金の額を減額することができる。

3 計画の変更により補助対象経費が増額となった場合、補助金の額は当初交付決定額を上限とする。

(事業の中止又は廃止)

第10条 補助対象事業を中止し、又は廃止する場合においては、あらかじめ「事業中止・廃止承認申請書」を市長に提出し、承認を受けなければならない。

(承継)

第11条 事業の譲渡、相続、合併等があったときは、事業の承継者は補助事業者と連名で「承継届出書」を遅滞なく市長へ提出し、補助金の交付を受けるものとなることができる。

(事業報告等の提出)

第12条 補助事業者は、補助事業完了後1か月後の日又は第9条の補助金の交付決定があった日の属する年度の末日のいずれか早い日までに、「事業報告書」及び「収支決算書」を、次に掲げる必要書類を添えて、市長に提出するものとし、その提出に当たっては、市長は報告書類の内容について説明を求めることができる。

- (1) 領収書の写し
- (2) 事業実施状況の写真
- (3) 事業に係る新聞記事等
- (4) その他市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定と交付)

第13条 市長は、前条の「事業報告書」を受領したときは、その内容を審査し、必要に応じて実地に調査し、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、「補助金交付額確定通知書」により、補助事業者に通知するものとする。

2 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、「請求書」により市長に請求しなければならない。

3 市長は、前条の規定による請求を受けたときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(書類の様式)

第14条 この要綱に規定する書類の様式は、市長が別に定める様式による。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、2016年（平成28年）4月1日から施行する。

(福山市商店街活力向上事業補助金交付要綱の廃止)

2 福山市商店街活力向上事業補助金交付要綱（2010年4月1日施行）は、廃止する。

3 この要綱は、2017年（平成29年）4月1日から施行する。

4 この要綱は、2018年（平成30年）4月1日から施行する。

5 この要綱は、2019年（平成31年）4月1日から施行する。

6 この要綱は、2020年（令和2年）4月1日から施行する。

7 この要綱は、2021年（令和3年）4月1日から施行する。

8 この要綱は、2022年（令和4年）4月1日から施行する。

別表 1 (第 4 条関係)

項目	賑わい創出事業	空き店舗活用事業
補助対象者	次のいずれかに該当する者。 (1) 組合 (2) 組合に準ずる任意団体	次のすべてに該当する者 (1) 商店街への出店を計画する者 (2) 本市が指定するリノベーションまちづくり人材育成事業に参加した者 (3) 商店街組織等へ加入し、その活動に参加可能な者
補助率	補助対象経費の 2 分の 1	補助対象経費の 4 分の 3
補助上限額	5 0 万円	3 0 万円 (下限 5 万円)
補助対象経費	継続的な賑わい創出につながる経費	(1) 感染症拡大防止対策に必要となる設備及び衛生用品の導入に係る経費 (2) 感染症拡大防止対策を踏まえた、人との接触機会を減らすサービス等の販売促進費
補助対象外経費	(1) 人件費 (事業のために臨時的に雇用する者以外へ支給するもの。) (2) 飲食費 (3) 販売を目的とした仕入れに関わる商品及びその材料となる経費 (4) 実施主体である商店街の構成員に対する次の経費 ア 賃借料及び会場使用料 イ 謝礼 ウ 会議費 (5) 電化製品の購入費 (6) 商店街の維持管理に係る経費 (施工工事, 修繕, 清掃等) (7) 送料 (8) 振込手数料	(1) 人件費 (2) 飲食費 (3) 販売を目的とした仕入れに関わる商品及びその材料となる経費 (4) 電化製品の購入費 (新型コロナウイルス感染対策に係る製品を除く。) (5) 店舗改装等に係る経費 (施工工事, 修繕, 清掃等) (6) 送料 (7) 振込手数料

備考 (1) 補助金の額に千円未満の端数が生じた場合、その端数金額は切り捨てるものとする。

(2) 他の補助事業等において補助金が交付される場合は、当該補助金の額を補助対象経費の額から控除する。

別表 2 (第 6 条関係)

項目	賑わい創出事業	空き店舗活用事業
必要書類	(1) 構成員名簿 (2) 定款, 会則, 規約その他これらに類するもの (3) 見積書の写し (4) 市税完納証明書の写し (5) その他市長が必要と認める書類	(1) 履歴事項全部証明書の写し 個人事業者においては、運転免許証又は住民票の写し (2) 見積書の写し (3) 市税完納証明書の写し (4) その他市長が必要と認める書類